

## 入札公告の変更

平成31年2月1日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 原田 義久

平成31年1月28日付けで公告した「平成31年度一斉招集システムの賃借」の一般競争入札について、以下の通り変更します。

### 入札説明書の変更

#### 1. 「入札説明書」の17. その他(4)を追加

(追加)

(4) 元号が改められたときには、本説明書に記載した日付(元号が改められた日以後のものに限る。)を、新しい元号による日付に読み替えるものとする。

#### 2. 「仕様書」の4. 1 (1) ②の「イーモバイル、ウィルコム」を削除し「ワイモバイル」を「追加」

(変更前)

・携帯電話での電子メールは、携帯電話サービス提供各社(NTT ドコモ、au、ソフトバンク、イーモバイル、ウィルコム)に対応すること。

(変更後)

・携帯電話での電子メールは、携帯電話サービス提供各社(NTT ドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル)に対応すること。

#### 3. 「仕様書」の4. 1 (2) ①の「インタラクティブボイスポンス」を「インタラクティブボイスレスポンス」へ変更

(変更前)

・ 電話回線による応答(回答)は、インタラクティブボイスポンス(IVR)機能を有し、トーン信号発信可能タイプにより応答(回答)することができること。なお、トーン信号発信可能タイプの入力条件は数字のみとする。また、直接音声を録音できる機能を有すること。

(変更後)

・ 電話回線による応答(回答)は、インタラクティブボイスレスポンス(IVR)機能を有し、トーン信号発信可能タイプにより応答(回答)することができること。なお、トーン信号発信可能タイプの入力条件は数字のみとする。また、直接音

声を録音できる機能を有すること。

4. 「仕様書」の4. 4 (2) ①の「講じていこと」を「講じていること」へ変更  
(変更前)

① 無停電電源装置等にて瞬時電圧低下に対する対応を講じていこと。

(変更後)

① 無停電電源装置等にて瞬時電圧低下に対する対応を講じていること。

5. 「仕様書」の4. 6 ③の「29」を「30」へ変更

(変更前)

受注者は、既契約者(平成29年度契約者)と調整して既存データを活用して初期データを登録しても問題ない。

(変更後)

受注者は、既契約者(平成30年度契約者)と調整して既存データを活用して初期データを登録しても問題ない。

6. 「仕様書」の11. 守秘義務(2)の「担当職員」を「規制庁担当者」へ変更

(変更前)

(2) 本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があつて開示する場合にも、事前に担当職員から許可を得なければならない。

(変更後)

(2) 本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があつて開示する場合にも、事前に規制庁担当者から許可を得なければならない。

7. 「仕様書」の11. 守秘義務(3)の「担当職員」を「規制庁担当者」へ変更

(変更前)

(3) 本業務を実施するに当たって担当職員が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。

(変更後)

(3) 本業務を実施するに当たって規制庁担当者が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。

8. 「仕様書」の12. その他(2)の「当庁により」を「規制庁による」へ変更

(変更前)

(2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後1年間とする。

(変更後)

(2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は規制庁による検収後1年間とする。

9. 「仕様書」の12. その他(6)の「当庁」を「規制庁」へ変更

(変更前)

本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

(変更後)

本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、規制庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

10. 「契約書」へ附則を追加

(追加)

附 則

元号が改められたときには、本契約書、仕様書その他本契約に係る文書に記載した日付(元号が改められた日以後のものに限る。)を、新しい元号による日付に読み替えるものとする。